

報告 1 都市計画マスタープラン改定について

1 趣旨及び目的

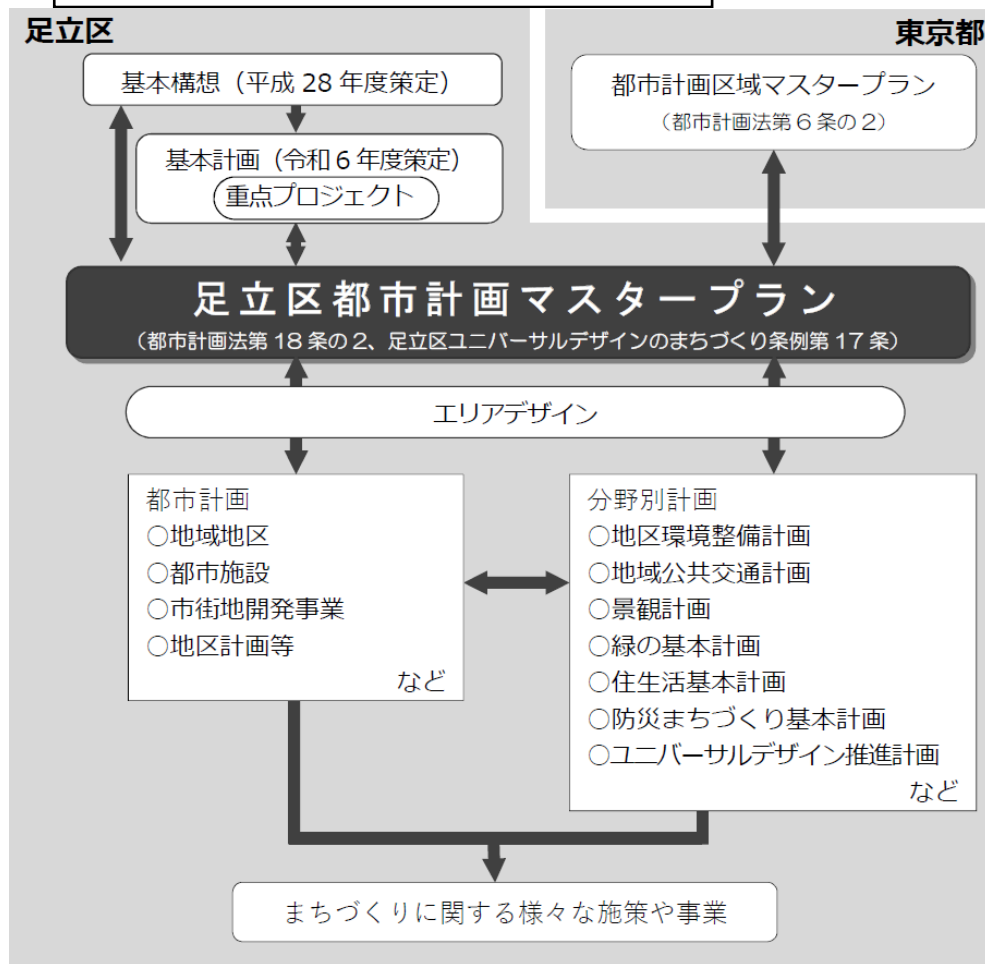
都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく、足立区の都市計画に関する基本的な方針である。

足立区では平成6年11月に策定以降、平成18年3月と平成29年10月の2度改定しており、前回の改定から約8年が経過している。この間、自然災害の頻発・激甚化や少子高齢化のさらなる進展など社会情勢の変化が著しい。

東京都では令和3年3月に都市計画区域マスタープランを改定し、足立区では令和7年2月に足立区基本計画を策定した。そこで現状の社会情勢や、まちづくりの課題の変化をとらえ、今後30年間を見据えた足立区の将来像を実現するため、都市計画マスタープランの改定を行う。

ついては、改定に向けた検討を行うにあたり、足立区都市計画審議会に専門部会を設置したいので、その内容について報告する。

図1 都市計画マスタープランの位置づけ



2 専門部会の設置について（案）

足立区都市計画マスタープランの改定にあたり、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下、「条例」という。）施行規則第39条に基づき、専門部会を設置したい。

専門部会委員は、条例第35条から第37条までに規定する委員のうちから、足立区都市計画審議会の会長が指名することとなっている。

専門部会の委員の構成については、右表のとおりで予定している。

3 改定の視点

- （１）足立区の個性や魅力、区民の地域への愛着を高めていくため、各地域の特性やニーズ、地理的条件を十分に考慮し、区民の安全安心につながるまちづくりに資する施策を展開する。
- （２）今後10年間に、足立区で特に取り組むべきまちづくりや土地利用計画等に関する総合的な施策を検討し、足立区都市計画マスタープランに取り入れる。
- （３）SDGs、エリアデザイン、防災・減災、交通、環境等を関連付け、安心と活力をベースに、持続可能な総合的なまちづくり施策を展開する。

委員の所属		氏名
条例第35条 の委員	学識経験者 1名	山村 崇 委員
	区議会議員 2名	渡辺 ひであき 委員 いいくら 昭二 委員
	区内関係団体の代表者 4名 足立区商店街振興組合連合会 足立区工業会連合会 東京スマイル農業協同組合 東京都建築士事務所協会足立支部	田口 恵美子 委員 柴 善弘 委員 柴田 政子 委員 横村 隆子 委員
	公募による区民委員 3名	歌川 光一 委員 川島 優太 委員 佐藤 裕介 委員
	条例第37条の専門委員 4名	岩松 朋子 専門委員 真鍋 兼 専門委員 室橋 延昭 専門委員 田中 靖夫 専門委員

4 都市計画手続きの経緯と今後の予定

令和 7 年	7 月 1 6 日	第 8 3 回足立区都市計画審議会（報告）
	9 月 中旬	第 1 回都市計画マスタープラン改定専門部会
	1 2 月 中旬	第 2 回都市計画マスタープラン改定専門部会
令和 8 年	3 月 下旬	足立区都市計画審議会 改定状況について（報告）
	5 月 上旬	第 3 回都市計画マスタープラン改定専門部会
	7 月 中旬	第 4 回都市計画マスタープラン改定専門部会
	9 月 中旬	第 5 回都市計画マスタープラン改定専門部会
	1 0 月 下旬	足立区都市計画審議会 答申案（報告）
	1 1 月 上旬	答申案のパブリックコメントの実施
令和 9 年	1 月 上旬	第 6 回都市計画マスタープラン改定専門部会
	3 月 中旬	足立区都市計画審議会 答申（議案）
	3 月 下旬	足立区都市計画マスタープランの改定

